

## 中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会 「コミュニケーション推進チーム」の運営について

### 1. 目的

中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略（平成 28 年 4 月、環境省）に示す、中間貯蔵開始後 30 年以内の福島県外での最終処分を実現するためには、再生利用や最終処分に対する全国民的な理解が必要不可欠である。

理解醸成活動を効率的かつ効果的に実施するため、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」設置要綱 3(5)号<sup>\*</sup>に基づき、「コミュニケーション推進チーム（以下 C T という。）」を設置し、有識者や関連機関と協力して企画・実施・評価・改善（PDCA）を行いながら理解醸成活動を実施していく。

### 2. 検討事項等

C T の検討事項は次のとおりとする。また、C T の委員構成は資料 1 - 2 のとおりとする。

#### (1) 理解醸成活動の企画・運営のあり方の検討

様々な媒体を通じた広報、説明会等の対話、関係者の意見聴取など、理解醸成活動の企画、運営の方針等を検討する。

#### (2) 中間目標、戦略目標の検討

技術開発戦略工程表の「4.全国民的な理解の醸成等」についての中間目標、戦略目標を具体化し、その進捗状況をレビューする。

### 3. 事務

C T の事務は、環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室において行う。

### 4. その他

- ・ C T には、委員の中から事務局が指名する座長を置き、座長は C T の議事運営に当たる。
- ・ C T において取りまとめた結果は、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」に報告し、その検討に資するものとする。
- ・ C T の会合は公開とする。ただし、公開することにより委員間の率直な意見の交換、事業者の技術情報等の適正な管理が損なわれるおそれがある場合については、非公開とすることができる。

※ 「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」設置要綱

#### 3 検討会の構成

- (5) 専門の事項を検討するため必要があるときは、検討会にワーキンググループ又は臨時委員を置くことができる。

以上